

広報

かまいし お知らせ版

新型コロナウイルス感染症対策に関する情報



釜石市発行 No.5 令和2年6月1日

市民の皆さんへ

岩手県は、感染者が確認されないまま、5月14日に緊急事態措置が解除されました。これは、市民の皆さんが不要不急の外出を自粛するなど、感染予防に努めた成果であり、改めて深く感謝申し上げます。

現在の状況をみますと、収入を絶たれて生活に困っている方や、多くの事業者が打撃を受けております。また、長い自粛生活によって、身体的・精神的に不調を来している方もおります。

新型コロナウイルス感染症と共存しながら、社会経済活動を維持するためには、国から示された「新しい生活様式」を一人一人が十分に理解し、実践を続けることが重要となります。緊急事態宣言は解除となりましたが、気を緩めることなく、引き続き新型コロナウイルスの感染防止に向けて、密閉、密集、密接の3密を避け、手洗いや咳エチケットをはじめとした基本的な感染症対策に努めていただく他、特定警戒都道府県および感染拡大注意都道府県への不要不急の移動を自粛していただきますよう市民の皆さんのご協力をお願いします。

また、車のナンバーが県外ということで、冷たい視線を向けられたという報道を耳にしました。釜石市は、東日本大震災津波からの復旧・復興で県外の方々から助けられています。お世話になったことを忘れず、他県の方には親切に、寛容にさせていただくようお願いします。

市は支援策の第2弾として、ひとり親や釜石出身の学生などへの支援策をまとめましたので、それぞれの担当に相談していただくようお願いします。

新型コロナウイルスの終息の時まで市民一丸となって困難を乗り越えていきましょう。

釜石市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 釜石市長 野田武則

「地域外来・検査センター」を設置します

釜石・大槌地域を対象に、釜石医師会、釜石保健所および大槌町と連携し、地域内の検査体制の拡充を図るため、新型コロナウイルス感染症に係る「地域外来・検査センター」を設置します。

開設期間 6月9日(火)～おおむね2カ月（状況に応じて、期間の延長を検討します）
毎週火曜日に実施

対象 釜石市・大槌町に在住の中学生以上
※帰国者・接触者外来の対象とならない人で、かかりつけの医師が検査を必要と判断する軽症の人。まずは、かかりつけの医師に相談してください。

開設場所 受診者のプライバシーに配慮し非公開（予約した人には個別にお知らせします）

検査内容 問診、体温測定、酸素飽和度(血液中の酸素濃度)測定、PCR検査

問い合わせ 市健康推進課 ☎22-0179



生活支援給付金事業 ひとり親支援給付金事業

内容	新型コロナウイルス感染症感染拡大により影響を受けた家計への支援を行うため、低所得世帯に生活支援給付金として3万円、さらにひとり親世帯の場合には3万円を追加で給付します
対象	(1) 令和2年度住民税が非課税で課税者に扶養されていない世帯 (公的年金のみを受給している世帯、生活保護を受給している世帯を除く) (2) (1)に該当する世帯のうち、次のいずれかまたは両方に該当するひとり親には、さらに3万円を上乗せして支給します ①18歳以下の子を養育している人 ②大学や専門学校などに進学し、離れて生活をしている子に仕送りをしている人
基準日	令和2年6月1日
給付方法	特別定額給付金で指定した口座に振り込みます
申請手続き	(1)に該当する人は手続き不要です (2)のうち児童扶養手当受給者、ひとり親家庭医療費助成対象者は手続き不要です その他の人は申請書類の提出が必要です(申請書、学生証、戸籍謄本など) ※申請書は、市のホームページからダウンロードしていただくか、市子ども課に備え付けています

問い合わせ 生活支援給付金事業 市地域福祉課 ☎22-0177
ひとり親支援給付金事業 市子ども課 ☎22-5121

コロナに負けないで! 「学生応援ふるさと便」

新型コロナウイルスの影響で、新しい生活が楽しくスタートできていない、今までどおりの生活ができないなど、大変な思いをされている釜石市出身の学生の皆さんに、応援の意味も込めて、ふるさとの特産品詰め合わせセットを送ります。ご家族から釜石を離れている学生に伝えていただき、ぜひ申し込みしてください。

対象	①釜石市出身(世帯主が釜石にいる人)で、現在大学、大学院、短大、専門学校、予備校などに在学中の学生 ②岩手大学釜石キャンパスに在学中の学生 ※学生を証明するもの(学生証など)が必要です	
申し込み方法	6月1日(月)から、(株)かまいしDMCのホームページからお申し込みください	
その他	費用はかかりませんが、一緒に送られるアンケートにご協力をお願いします	

※この事業は、市が(株)かまいしDMCへ委託しています

問い合わせ 市総合政策課 オープンシティ推進室 ☎27-8463

釜石市新型コロナウイルス感染症対策飲食店業務拡張支援補助金 テイクアウト・デリバリー補助金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、新たにテイクアウトやデリバリーを始めた事業者に対し、事業に係る経費を補助します。

- 対象(次の全てに該当する事業者)**
 - 釜石市新型コロナウイルス感染症対策緊急支援補助金の交付を受けた法人または個人
 - 新たにテイクアウトやデリバリーを始めた飲食業を営む法人または個人
- 対象期間** 令和2年2月1日～6月30日(火)
- 申請期限** 7月31日(金)当日消印有効

その他、詳しい内容は、市のホームページをご覧ください
※申請書は、市のホームページからダウンロードしていただくか、市商工観光課に備え付けています

問い合わせ・申請先 〒026-8686 只越町3-9-13 市商工観光課 ☎27-8421



家賃・借地料補助事業 (事業者向け)

新型コロナウイルス感染症の影響で、売り上げが半減した事業者の経費負担の軽減を図るため、家賃・借地料の一部を補助します。

- 対象** 小売業、飲食業、宿泊業およびサービス業を営む者で、令和2年4月から9月の間のいずれか1カ月の売り上げが前年同月と比べ、50%以上減少している者
- 申請期限** 10月30日(金)当日消印有効

新型コロナウイルス感染症に関する支援策

給付金、補助金、支払猶予などについて 6月1日現在



市の相談窓口

	事業名	問い合わせ・申請先
給付事業	個人向け 特別定額給付金 全市民に1人当たり10万円給付 【新規】生活支援給付金(3ページに詳細を掲載) 低所得世帯に1世帯当たり3万円給付	市地域福祉課 ☎22-0177
	子育て世帯臨時特別給付金 令和2年3月31日時点で釜石市に住民登録があった児童手当受給者(特例給付受給者を除く)に対象児童1人につき1万円給付 【新規】ひとり親支援給付金(3ページに詳細を掲載) 低所得のひとり親に1世帯当たり3万円給付	市子ども課 ☎22-5121
	【新規】新型コロナウイルス感染症対策学生支援事業(3ページに詳細を掲載) 釜石市出身の学生に市内事業者の特産品を提供	市総合政策課 オープンシティ推進室 ☎27-8463
補助事業	事業者向け 借入金保証料および利子補給補助金 借入金の返済額などの条件変更を行う場合の保証料、利子の補給 飲食事業者の業務拡張支援(3ページに詳細を掲載) デリバリー、テイクアウトなどの取り組みへの支援 【新規】地域企業経営継続支援事業補助金(3ページに詳細を掲載) 家賃の一部を3カ月以内の補助 【新規】新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成補助金 雇用調整助成金を活用した場合に事業主負担分の一部を補助 【新規】新型コロナウイルス感染症対策飲食店配送事業費補助金 商工会議所が実施する飲食店配達サービス事業への支援	市商工観光課 ☎27-8421 事業者向けの補助事業および支払猶予の詳細内容は、市のホームページをご覧ください 
	個人向け 【新規】漁業共済掛金補助金 特定養殖業共済および漁業施設共済掛金の補助をかさ上げ	市水産課 ☎27-8427
	事業者向け 中小企業振興資金の特例措置 1年以内とされている据置期間を1年間延長 市所有の建物賃貸料などの支払期限の延長 売上が前年同月比5%以上減少した事業者を対象に、市所有の次の事業者向け賃貸施設の賃貸料または使用料の当面3カ月分の支払期限を延長 ①復興住宅併設店舗、市営釜石ビル事務所 ②シープラザ釜石、魚河岸テラス、うのすまい・トモス、釜石情報交流センター ③市営貸工場	市商工観光課 ☎27-8421
	事業者・個人 市税の徴収猶予 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税を1年間猶予 ※要申請 水道料金などの支払猶予 支払期限が令和2年2月末日から令和2年6月1日までの水道料金などを令和2年6月30日まで延長 ※要申請	市税務課 債権管理室 ☎27-8417 市水道事業所 ☎23-5881
個人向け 国民年金保険料の免除 令和2年2月分から令和2年6月分まで免除(7月分以降は改めて申請が必要) 釜石市育英会奨学生の追加募集および返還猶予(7ページに詳細を掲載) 追加募集 6月から随時募集 返還猶予 令和3年3月分まで返還を猶予	市市民課 国保年金係 ☎27-8450 市教育委員会 総務課 ☎22-8832	
雇用 離職者等緊急雇用対策 内定取り消しや解雇された市民を会計年度任用職員として3カ月間雇用	市総務課 職員係 ☎27-8411	

住宅などの助成事業や耐震診断をご利用ください

市は、住宅関係の助成事業や耐震診断を行っています。希望する人は、契約や工事を行う前に手続きが必要ですので、あらかじめ市都市計画課にご相談ください。

1 安全安心リフォーム工事助成事業

次のリフォーム工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象住宅	申請者が床面積の2分の1以上を所有する住宅（併用住宅の場合は住居部分）
対象工事	次の全ての要件を満たすリフォーム工事 ・床の段差解消・手すり設置（1室以上） ・家具などの転倒防止器具を2カ所以上設置 ・住宅の修繕、補修、模様替えなどの住宅の機能維持や、機能向上のための改築、増築のリフォーム工事
補助額	工事費用の3分の2（上限20万円）
施工者条件	県内に住所を持つ個人事業者や県内に本店を置く法人
募集件数	10件
募集期限	9月30日(水)（先着順）

2 げけ地近接等危険住宅移転事業

危険住宅の移転を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象者	「危険住宅」の移転を行う人
※「危険住宅」とは、次のいずれかに該当する区域内に存在する、法律や条例などに適合しない住宅 イ 災害危険区域 ロ 建築制限区域 ハ 土砂災害特別警戒区域	
対象費用	①危険住宅の除却工事（撤去費・動産移転費・跡地整備費など）に要する費用 ②危険住宅に代わる住宅の建設や購入に要する資金を、金融機関などから借り入れた場合の当該借入金利子の支払に要する費用（これに必要な土地の取得を含む）
補助額	①除却工事などに要する費用（上限95万7,000円） ②建設や購入などに係る当該借入金利子に相当する額（予算の範囲内）
募集件数	除却1件、建設・購入1件
募集期限	9月30日(水)（先着順）

問い合わせ
市都市計画課 建築住宅係 ☎27-8435

3 木造住宅耐震診断等事業

耐震診断士による木造住宅の耐震診断を行います。

対象住宅	次の全てに該当する住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅（持家・貸家を問いません） ・在来軸組構法、伝統構法による木造平家建てまたは木造2階建て住宅 ・2分の1以上が住宅の用途 ・過去にこの制度による耐震診断を受けていないこと
耐震診断の額	3,000円 (条件により無料になる場合があります)
その他	・家具などの転倒防止器具の取り付けを、3カ所まで無料で実施（取り付け・器具代含む）
募集件数	5件
募集期限	9月30日(水)（先着順）

4 木造住宅耐震補強工事助成事業

木造住宅やブロック塀などの耐震補強工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象建築物	次の全てに該当する建築物 ・昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅（持家・貸家を問いません） ・在来軸組構法、伝統構法による木造平家建てまたは木造2階建て住宅 ・2分の1以上が住宅の用途 ・（一財）日本建築防災協会が定めた判定基準で、総合評点が1.0未満と判定された建築物を、1.0以上に耐震補強するもの
対象築造物	次の全てに該当する築造物 ・道路や避難道路沿いに建つ住宅に付随する、危険なブロック塀や擁壁などのうち、道路に面する部分 ・建築基準法などで定める基準以上の耐震補強を実施するもの、撤去するもの、または生垣に造り替えるもの
対象者	次の全てに該当する人 ・市税その他市に対する債務を滞納していないこと ・過去にこの制度による補助を受けていないこと
対象費用	耐震改修計画作成や耐震改修に要した経費
補助額	次のどちらかに限る ・対象建築物 経費の2分の1以内の額（上限75万円） ※建築物と築造物を同時に工事する場合も上記と同様の額 ・対象築造物 経費の2分の1以内の額（上限20万円）
施工者条件	県内に住所を持つ個人事業者や県内に本店を有する法人
募集件数	2件（予算の範囲内）
募集期限	9月30日(水)（先着順）

学校施設開放事業の再開

新型コロナウイルス感染症対策のため、市内小・中学校における学校施設開放事業を一時中止していましたが、市内公共施設の利用再開に伴い、学校施設開放事業を再開しています。

なお、学校施設を利用するときは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、次の利用条件を守っていただきますようお願いいたします。

利用可能施設 屋外グラウンド、体育館、武道館

利用条件 共通 ・一回あたりの利用時間は、最大2時間までとします ・県外在住者の利用や、県外チームとの試合などは禁止します ・活動の前後は、うがい・手洗いなどの感染予防対策を徹底してください ・活動前には体温測定を行い、発熱や咳など風邪の症状のある人は、利用しないでください	屋内利用の場合 ・利用中は常に換気を行い、利用後はモップ掛けなどの清掃を徹底してください ・使用した備品や用具のふきとりなどの清掃をお願いします ・多人数の利用とならないよう、各団体において配慮をお願いします
--	--

その他 感染状況によっては、市民の健康と安全を優先し、取り扱いを変更する場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ 市教育委員会 総務課 施設係 ☎22-8832

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

次のいずれかに該当する場合は、コールセンターにすぐに相談してください

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい人(基礎疾患がある人)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合
- ・妊婦の方は、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状の場合でも早めに相談してください

「コールセンター」※全日対応

- **症状のある人を対象とした相談** 「帰国者・接触者外来相談センター」 ☎019-651-3175 受付時間：24時間
- **予防法などの一般的な相談** 「新型コロナウイルス感染症相談窓口」 ☎019-629-6085 受付時間：9時～21時
- **聴覚に障がいのあるなど、電話での相談が難しい人はFAXでの相談をご利用ください**
 FAX 019-626-0837 受付時間：24時間

新型コロナウイルスに関する相談窓口

内容	担当課 連絡先
新型コロナウイルス感染症総合相談窓口 (保健、医療に関すること)	市健康推進課 ☎22-0179
市内事業者向け相談窓口 (経営環境、資金繰りなど)	市商工観光課 ☎27-8421
	釜石商工会議所 ☎22-2434 県沿岸広域振興局経営企画部 産業振興室 ☎25-2718
市民の暮らしに関する相談窓口 (生活費など)	市地域福祉課 ☎22-0177
一時的な資金の緊急貸付	釜石市社会福祉協議会 ☎24-2511

DV相談

新型コロナウイルス感染拡大に伴い家庭内で過ごす時間が長くなる中で、生活不安やストレスなどにより、配偶者などからの暴力（DV）、児童虐待の増加、深刻化が懸念されています。1人で悩まず、専門機関へ相談しましょう。

内閣府全国共通ダイヤル ☎0120-279-889
DV相談+（プラス）※24時間受付

DV相談ナビ（岩手県男女共同参画センター）
☎0570-0-55210（月曜定休）
受付時間 火・金曜日 13時～20時
水・木・土・日曜日 9時～16時

市内の相談窓口
 ※警察署以外は、土・日曜日、祝日を除く
 ◎釜石警察署生活安全課 24時間受付 ☎25-0110
 ◎市子ども課 9時15分～16時 ☎22-5121
 ◎県沿岸広域振興局保健福祉環境部 8時30分～17時 ☎25-2702